

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

資料 3

1 本件の概要

令和7年度の保育所、幼稚園、認定こども園（特定教育・保育施設）の利用定員について、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会の意見を聴くもの。

2 対象施設

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 利用定員を変更する幼稚園 | 1施設 |
| (2) 利用定員を変更する認定こども園 | 1施設 |

3 利用定員(案)

(1) 利用定員を変更する幼稚園

1号認定の利用定員を利用実態に応じて変更するもの。

施設名	旭ヶ丘幼稚園
設置者	学校法人 旭ヶ丘幼稚園
所在地	大字久米旭ヶ丘1008
利用定員(変更前)	75人
利用定員(変更後)	65人

(2) 利用定員を変更する認定こども園

1号・2号・3号認定の利用定員を利用実態に応じて変更するもの。

施設名	認定こども園 あおば幼稚園			
設置者	学校法人 宇治ヶ森学園			
所在地	大字呼坂1240-3			
利用定員(変更前)	計	1号	2号	3号
	105人	75人	10人	20人
利用定員(変更後)	計	1号	2号	3号
	95人	45人	26人	24人